

# 会 議 記 録

会議名称		第 4 回 杉 並 区 環 境 審 議 会
日 時		平成 1 6 年 3 月 2 2 日 ( 月 )      1 4 時 0 0 分 ~ 1 6 時 3 0 分
場 所		杉並区役所中棟 5 階 第 3、4 委員会室
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、原口委員、横山委員、花形委員、長津委員、井口委員、浅岡委員、秋田委員、山室委員、芳村委員 <span style="float: right;">( 1 1 名 )</span>
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、公害対策係長、環境調査担当係長、都市計画課長、計画担当係長、建築課長、緑化担当課長、みどりの事業係主査、清掃管理課長
傍聴者数		3 名
配布資料	事 前	第 3 回会議記録 ( 案 ) 平成 15 年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10 月 11 月分) 平成 15 年度ダイオキシン類調査結果(大気・10 月 ~ 12 月分)、(松葉) 杉並区環境基本計画実施状況報告書 鳥インフルエンザについて 東京外かく環状道路(環境の現地観測)について 敷地面積 3 千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画 ( 4 件 ) 同時駐車台数が 50 台以上の自動車駐車場の設置 ( 3 件 )
	当 日	平成 15 年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書について 「杉並区環境審議会条例」の制定について 「杉並区立すぎなみ環境情報館条例」の制定について 平成 15 年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10 月 11 月分)について あんさんぶる荻窪のパフレット

- 第4回環境審議会
- (1) 第3回会議記録の確認
- (2) 一般報告事項
- 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月11月分)
- について
- 杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について
- 平成15年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書について
- 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・10月～12月分)、(松葉)について
- 杉並区環境基本計画実施状況報告書について
- 鳥インフルエンザについて
- 東京外かく環状道路(環境の現地観測)について
- (3) 一定規模以上の開発等に関する報告について
- 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画
- ・(仮称)共立女子学園学生寮建替計画
  - ・(仮称)立正佼成会杉並教会・中野教会新築計画
  - ・(仮称)都営住宅高井戸西一丁目団地
  - ・(仮称)東京衛生病院整備計画
- 同時駐車台数が50台以上の自動車駐車場の設置
- ・(仮称)杉並区桃井三丁目計画(住宅棟N棟)に係る指定作業所の届出
  - ・(仮称)杉並区桃井三丁目計画(住宅棟S棟)に係る指定作業所の届出
  - ・(仮称)藤和不動産上井草二丁目マンションに係る指定作業所の届出
- (4) その他
- ・「杉並区環境審議会条例」の制定について
  - ・「杉並区立すぎなみ情報館条例」の制定について
- (5) 次回の日程

- 1 第4回環境審議会
  - 1) 第3回会議記録の確認
    - ・確認
  - 2) 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(10月11月分)について
    - ・報告を受けた
  - 3) 杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について
    - ・報告をうけた
  - 4) 平成15年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書について
    - ・排出禁止物で、スプレー缶の残量等が車両火災の原因となっているようだ
    - ・家庭で不用になった殺虫剤をごみとして出す場合、穴はあけずに全部空にしなければいけないと理解していない方も結構いるのではないかと。それが、車両火災と関係があるのではないかと。
    - ・排出禁止物について区としてどういう対応をしていくのかが必要な時期になっているのでは
  - 5) 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気・10月～12月分)、(松葉)について
    - ・年度を追って値が下がっているが、大きな要因は何か
  - 6) 杉並区環境基本計画実施状況報告書について
    - ・区立施設の緑化推進には、学校緑化の壁面緑化も含まれるのか
    - ・生産緑地の問題は、概ね計画どおりに進んだと評価してもいいのか
  - 7) 鳥インフルエンザについて
    - ・東京都は鳥インフルエンザ110番を設けたが、杉並区の対応は
  - 8) 東京外かく環状道路(環境の現地観測)について
    - ・動植物調査の哺乳類・鳥類調査は1月22日に行っただけだが、時期的にこれからが必要だと思うのだが
  - 9) 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(4件)
    - ・報告をうけた
  - 10) 同時駐車台数が50台以上の自動車駐車場の設置(3件)
    - ・報告をうけた
  - 12) その他
    - 杉並区環境清掃審議会条例の制定について
    - 杉並区立すぎなみ環境情報館条例の制定について
      - ・説明をうけた
  - 13) 次回の日程
    - ・5月27日(木)午後2時から

第4回環境審議会発言要旨 平成16年3月22日(月)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻を過ぎましたので、第4回の環境審議会の開会をお願いしたいと思います。本日は岩橋委員から欠席のお届けをいただいております。佐藤委員がまだお見えになっていませんが、この時点で11名の委員のご出席をいただいておりますので、環境審議会は有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆様方、お忙しいところをありがとうございます。ただいまから第4回の杉並区環境審議会を開催させていただきます。前回、かなりの長時間にわたってご面倒もおかけしたと思いますが、本日、そういった点を踏まえながら、2時間半を目途に議事をとり行わせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>資料がたくさんあって資料ナンバーが付いていけませんので、説明、あるいは議事の進行に沿って、資料等を確認していただきたいと思います。</p> <p>それでは最初に皆様方に郵送でご確認いただいておりますのが、第3回の会議録の(案)です。異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。(案)を取って、この会議録を公のものとさせていただきます。</p> <p>では次に議事に入らせていただきます。先回、「一定規模以上の開発等に関する報告」ということで、事務局から報告を承って、質疑については次回ということにさせていただきました。順序はそれが最初なのですが、桃井3丁目関連が、また新たに今日報告として出されておりますので、その報告のところ、一緒に審議していただきたいと思います。いわゆる旧日産の工場跡地関連を含めてですが、そのようなことをご了解をお願いしたいと思います。</p>
環境課長	<p>では、最初の「平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書」と2番目の「中継所搬入清掃車内ガス調査結果について」は、報告が環境課長ですので説明を続けてお願いします。</p> <p>それでは私から、「平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書」、1頁をご覧ください。毎回のご報告で触れさせていただいておりますが、今年度は全部で7回の調査を行って、今回ご報告分については10月と11月です。10月の調査は、揮発性有機化合物の調査、11月はかなり項目が多いですが、表にあるような項目について調査をしております。</p> <p>2頁、3頁は、10月の調査結果です。2番の調査結果にあるように、本文では平成14年度の環境モニタリング調査の結果を参考に、比較的濃度変化の大きかった物質を取り上げてあります。まず排気関係、中継所の排気塔・換気塔から出る物質の関係ですが、平成14年度に4回実施したモニタリング調査の濃度の範囲を超えた物質はありませんでした。また、環境確保条例による規制基準のある9物質は、すべて基準値未満の数字です。</p>

表を見ていただくと、例えば3頁の表、1番のベンゼンで、10月の値は排気塔で2.3  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  という数字になっていて、8月は検出下限値未満でしたが、5月、6月に比べて、かなり低い数字になっております。

反対に次のジクロロメタンについては、少し高い数字になっておりますが、その右の欄にある平成14年度のレンジの中には収まっているという状況です。10月の調査結果については以上です。

4頁、11月の調査結果になりますが、これは揮発性の有機化合物だけでなく、排水の関係も含めて調査をしております。

5頁にあるように、排気・大気の関係では、平成14年度と現在を比べているわけですが、この平成14年度のレンジをわずかも超えた物質が1物質あり、アクリロニトリルが少し超えておりました。

そのほか、規制基準のある物質はすべて基準値未満です。

中継所の周辺4地点では、5つの物質について平成14年度のレンジを超えているということです。しかし、平成14年度のモニタリング調査の濃度を超えたベンゼン、テトラクロロエチレンを含む環境基準のある4物質については、すべての地点で環境基準値未満の値となっております。その様子は6頁以降の表に記載してありますので、お目通しいただければと思います。

8頁のダイオキシン類の関係ですが、表8にあるように、排気塔・換気塔、あるいは区内3地点、井草森公園、宮前図書館、馬橋公園は、いずれも環境基準と比較したときに、低い値となっているということです。

9頁は排水関係です。今回の調査では、床排水槽で亜鉛、地下污水槽でpH、公共下水道で銅が平成14年度のレンジを超えています。この超えたものも含めて、すべての項目で下水排除基準または悪臭防止法の基準の範囲内の濃度となっているということです。

汚水の溜まっている槽の上のほうの空気の調査、これについては地下污水槽と公共下水道で実施しましたが、地下污水槽の硫化メチル、公共下水道の硫化水素が、平成14年度の範囲を超えております。

ただ、硫化水素については、表9の11月の欄ですが、中継所施設内の地下污水槽の所では、検出定量下限値未満という数字が出ていて、公共下水道に出たところで、少し高い値になっているということです。推測ですが、施設内では硫化水素は低かったけれども、ほかの要因で、公共下水道を出た所では、ほかの排水も含めて、少し高い値が出たというふうに考えております。

排水の様子については、10頁の表のほうにまとめてあります。

11頁は、いまご紹介した内容のまとめです。以下、毎回のご報告と同じように、すべての物質についての資料を12頁以下、それから当日の風向風速等を含めて、資料としてお付けしてありますのでご覧いただければと思います。

続いて「杉並中継所搬入清掃車内ガス調査結果について」、これも資料をご覧いただきながらお聞き取りいただければと思います。

この調査は、中継所に関する環境モニタリング調査、10月、11月分は、いまご報告し

たわけですが、この中で比較的高濃度に検出される、揮発性有機化合物等が数種類あって、これらがどこから出ているかという、有機化合物の起源を考察するために、清掃車内のガスがどうなっているかということを調べてみたものです。

調査日については、10月23日と28日、調査方法は、清掃車内のガスをそのまま抜き出してくるということが非常に難しく、その中のガスを採取するためにはどうしても清掃は車の扉を開けなければならず、この時点で多少の飛散があるわけです。そこで、今回は清掃車内の不燃ごみ1台分をポリエステル製のフィルムで、これは大きな袋とお考えいただければよいかと思いますが、その中に全部開けて、約20分放置して、フィルム内のガスを採取して分析を行ったという方法です。調査場所は中継所のプラットフォーム、つまり清掃車が中継所内に入って、ホッパーと呼ばれるごみを空ける所の直前の広場の部分ということになります。

調査結果は、後ほどご覧いただきますが、全体としては、アセトアルデヒドなどが環境モニタリング調査でも、しばしば一定の値が出ているわけですが、同じように比較的高い値で出ている。原因としては、これはあくまでも推測ですが、清掃車内の状況なので、同日、後ほどご報告するごみ組成調査というものをしております。清掃車内にどういうごみが含まれていたかという調査をしております。その中から見ると、かなり残量のあるスプレーの類等がかなり見られて、中には家庭系のごみとしては、本来はお出しただけでない、医療用の化学物質とか、そういうものも含まれております。そういうものの中には、アルコール類等が入っているということで、そのプロセスは、この調査からは十分に明らかにすることができませんが、この結果にある程度関与しているのではないかというふうに考えております。

アセトアルデヒドとホルムアルデヒドについては、ガス調査前、清掃車が入ってくる前に中継所のプラットフォームの一般的な空気ということで調査をしておりますが、この調査でも一定量出ております。これは、それだけではないと思いますが、清掃車の排気ガスから出てくるアセトアルデヒド、あるいはホルムアルデヒドというものも、全く無視はできないというふうに考えております。

トルエン、それから1,1,1-トリクロロエタンについては、プラットフォームの清掃車が入る前の一般的な空気として調査した濃度では定量下限値未満、普通の言い方ですと、「検出されなかった」わけですが、ガス調査では比較的高い値が出ていて、これは、不燃ごみが起源と考えてよろしいかと考えております。

次頁に、「清掃車内のガス調査結果」が出ています。1番のアセトアルデヒドが、10月23日の清掃車内のガスで申しますと、 $4,900 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、あるいは5日後の28日の調査では $2,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ という値で、これはちょっと調査全体の中では目立つ数字となっております。

ホルムアルデヒドは、ここにあるように、プラットフォーム内雰囲気というのは、プラットフォームでの普通の空気ということになりますが、それとあまり懸け離れた数字ではありません。トルエンは、プラットフォーム内では清掃車内ガス調査の前の段階では検出されていないわけですが、23日が $810 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、28日が $280 \mu\text{g}/\text{m}^3$ という形で検出されています。

	<p>キシレンについては、いずれも検出されていない。ジクロロメタンについては、23日は清掃車内から検出されていますが、28日のほうは検出されていないという状況です。トリクロロエタンが、23日のほうは1,800 µg/m<sup>3</sup>ということで、ちょっと着目される数字になっております。</p> <p>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、清掃車内、プラットホームとも検出下限値未満ということです。</p> <p>3頁目の表で、これは、中継所内の空気を、排気系あるいは換気系という形で外界に出しているわけですが、それが活性炭の前と活性炭を通った後で濃度がどう変化しているかということ調べたものです。</p> <p>これを見ると、大体7割方の物質については、活性炭の後のほうが濃度が低くなっているわけですが、3割程度の物質については、活性炭の後のほうがむしろ濃度が高くなっているという挙動が見られて、多分これも推測ですが、活性炭というのは物理的吸着で物質をろ過しているの、いろいろな拍子に一旦吸着したものがそこから離れるということも考えられるわけで、それによるのかと思います。</p> <p>おそらくこの現象は、活性炭の新品であるか、かなり使い古したものであるかという、使用期間とあまり関係がなく、多分、活性炭の特質からいって、多少なりともそういうことは起こってくると思いますが、今回の調査では、いくつかの物質についてはそういうことが現に起こっているということがわかりました。清掃車内のガス調査結果については以上です。</p>
会 長	<p>では、最初の議題である、「杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書」について、ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
B委員	<p>モニタリング調査で、昨年の同時期と比べたとき、平成14年度平均ではなくて、この同時期という点では、やはり夏場冬場で違ってきたのですよね。それと比べたときに、どういう変化をしているかを、この排気ダクト、それから排水について、どうなのでしょう。</p>
環境課長	<p>例えばモニタリング調査結果の3頁をご覧くださいなのですが、これは、今年度の調査結果の推移ということになります。例えばベンゼンなどで見ていただくと、5月、6月が2桁の数字が入っていて、8月には検出下限値未満で、10月にそれを少し超えるぐらいの数字で入っているという傾向です。</p> <p>これは8月に実は活性炭を交換しております、昨年も排気系に関しては、活性炭交換直後は、かなり排出量が少なくなりました。そういう意味では、活性炭の交換に伴うと思われる部分については、昨年と同じような傾向ということになります。</p> <p>13番のアセトアルデヒドを見ていただくと、排気塔で、5月、6月は3桁の数字が入っていますが、8月、10月には、2桁の数字になっておりまして、普通アセトアルデヒドの起源がどうかということは、先ほど清掃車内のガス調査も見ていただきましたが、本来的には夏場のほうが普通は高くなるのかなということです。</p> <p>これは起源にもよりますので一概には言えないのですが、実際には夏場に低くなって、傾向性としては、むしろ平成14年度においても冬場にちょっと高くなっている傾向があります。それからすると、個々の物質を見ると、いろいろ出入りはありますが、</p>

B委員	<p>大体同じような傾向かということとは言えると思います。</p> <p>排水の関係で硫化メチル、これなども地下汚水槽の中ではポンプアップしているわけですね。この前も聞いたのですが、ポンプアップの時間帯によってかなりこの濃度なども変わってくると思うのです。そういった意味ではポンプアップした後どれくらいとか、それともまた、ポンプアップする前とかというような時間帯というのは、これは改めてやっていないのですか。</p>
環境課長	<p>汚水槽に入ってから、最終的に公共下水道に出ていくまでの時間は申しわけないですが、今回はその時間までは調査していません。おっしゃるとおり、中継所に限らず、一般のビルピットでも、しばしば硫化水素等はあることがあるわけです。東京都の下水道局でも、その対策についてはかなり苦慮しているところですが、今回に限って言えば、硫化水素の濃度は、地下汚水槽では検出されていなかったものが、公共下水道に出た所で出ていますので、普通に考えれば中継所起源ではないのではないかということが言えると思いますが、この前もご指摘いただきながら、今回時間まではまちまちで、調査してありませんが、そういうこともちょっと今後、加味させていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>1番目のモニタリングについて、ほかにございませんか。よろしいですか。では、1番目の議題については審議を終わらせていただいて、2番目の「清掃車内のガス調査結果」について、ご質問をどうぞ。</p>
B委員	<p>ガス調査についてですが、この清掃車、これは地域的にどういう形で選定したのか。全体の何百台の中での1台だから、これ1台の地域的な形では、商店街も交じっているような所、いろいろ交じっている範囲からの特定した車とかいう形なのか。それとも一般に家庭の中からの車なのか。</p>
環境課長	<p>これは、ちょっと触れさせていただいたように、ごみ組成調査と今回は連動して調査しております。1つは、清掃車内のガスがどういう状況になっているかというのを調べても、ごみとの関係が単独の調査ではわからないということで、どのようなごみだったのかという調査と合わせるために、同時に行ったということなのです。</p> <p>したがって、その日にちが合ったものの中で、23日と28日は、区内の清掃事務所、西清掃と東清掃がありますが、それぞれ1台ずつ選定しております。</p> <p>それからもう1つは、収集作業のローテーションの関係で、可燃ごみを取ってから不燃ごみを取るという形になると、可燃ごみにいろいろなものが入っていて、その影響を排除することができなくなるので、その日に不燃ごみを第1番に取った清掃車という考え方で選定しております。</p>
B委員	<p>ということは、4台ほど取ったということですか。</p>
環境課長	<p>今回は2台です。</p>
B委員	<p>2台ですか。</p>
環境課長	<p>2台というか、23日に1台、28日に1台、1台ずつということです。</p>
B委員	<p>ということは、不燃ごみについても地域性がありますよね。そういう点では、一般的に見たときの、こちら辺が適当だろうという形での不燃ごみの場所というか。</p>
環境清掃部長	<p>これは不燃ごみの組成調査をしたときに、地域を選んだでしょう。</p>



清掃管理課長	地域の選定は1週間の中で地域が分かれていますので、主に地域的に特性がそんなに違うかどうかというよりも、住宅系の地域、それから住・商混合の地域、こういった地域の中から、1週間の配分の中で地域を選定しています。組成調査でいうと、継続性のある地域と、それからちょっと変えた地域というようなことで配分してきているというような形になります。
環境清掃部長	ここに書いてあるのは、高井戸西と、両方とも住宅地ですね。
清掃管理課長	はい、住宅または住・商混合の地域ですね。
環境課長	後ほど、組成調査の概要についてご報告申し上げますが、このガス調査をした23日と28日は、いずれも近商のような、住宅地と商業地が混在しているという所ではなくて、住宅地からのものということになります。
会 長	ほかにございますか。また今後とも、同様の調査をなさる予定ですか。
環境課長	そうですね。清掃車内にどのようなガスの状況になっているかということは、今回サンプル数が少ないですが、いずれにしてもある程度の傾向はわかったということで、今後どうしていくかは、ちょっと場当たりにいろいろな調査をしてみても、なかなかいろいろなことがわかりませんので、環境モニタリング調査と併せて、少し精密にというか、検討させていただいてやりたいと思っております。思いつきの、ではこの辺を調べてみようとか、そういう調査ではなくて、少しきちんと計画を立ててやりたいと考えております。
A委員	調査そのものではないのですが、この説明の中に、「ごみ組成調査において排出禁止物としてアルコール類が多数確認された」と書いてありますね。これは、なかなか難しいことだと思うのですが、排出禁止物というものをどのようにして禁止を徹底させるかというのは、大きな問題だと思うのです。
環境課長	それで、じゃあ禁止されたからといって、それではどうしたら、どこへ捨てたらいいのという問題もあると思うのです。大変難しいと思うのですが、この辺は是非徹底というか、どういうふうにしたらいいかということをご検討いただきたいと思います。
環境課長	ご指摘のとおり、適正排出という問題を今後どうしていくかということは、1つの課題かなと思います。実際、先ほどもちょっと触れましたが、例えば歯医者さんで使うような消毒剤とか、あるいは、いわゆる歯に詰める充填剤とか、そういう類のものもあります。あとは医薬品の類、化粧品、さまざまなスプレー類、それがかなりの残量のあるものが排出されているという状況があって、これは場合によっては、車両火災などにもつながることも現にありますので、そういう適正な排出をしていただく、ごみ出しをしていただくということも、今後かなり力を入れてお知らせしていかなければいけないのかなというふうには感じております。
会 長	ほかにございますか。
B委員	先ほど継続してという話もあったのですが、やはり清掃車内ガス調査と、搬入ごみ組成、これはいつもリンクさせた形で定期的な、継続的な形ができればいちばん望ましいかなと思いますので、是非これは要望したいと思います。
環境課長	ご指摘のとおり、今回の調査自体も、組成調査と連動しているわけですが、この組成で上がってきたいろいろな物質が、実際にアセトアルデヒドとか、そういう検出さ

	<p>れた物質の発生過程とどういふふうにかかわっているのかというところが、並べてみてもなかなかいま1つわからないところで、あまり精密な調査という話になると、場合によっては実験等が必要で、区の力に余るようなことも出てくるわけですが、その辺を今後よく考えて、どのような調査を行ったらいいのかということのを少し考えていかなければいけないなどは思っております。</p>
M委員	<p>私は、収集を実際に担当しているところで車を何台か燃やしているものですから、その辺のところの原因といえますか、いま副会長がおっしゃったような部分、もしできればもう少し徹底していかなければいけないのではないかと思います。燃えてしまうと、もう使いものにならなくなってしまうものですから、是非よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>ほかにございませんか。それではどうもありがとうございました。</p> <p>では、ただ今のことも関連します3番目の議題に入らせていただきます。清掃管理課長、お願いします。</p>
清掃管理課長	<p>それでは私のほうから「平成15年度杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」がまとまりましたので、報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料で、まず1の調査目的ですが、「杉並中継所搬入ごみの組成調査は、杉並中継所の管理運営に資すること及び不燃ごみ減量化検討の基礎資料とすることを目的として、1年に1回行うこととし、これまで過去3年間、継続して行って」きております。</p> <p>調査方法項目は、サンプリングとして清掃車両を抜き出し、そこから縮分法で量を減らして65品目の分別調査を行っております。</p> <p>2の調査機関及び地区ですが、昨年10月に地域ごとに2回ずつ、荻窪については4回行っております。調査地区は野方地区、高井戸西地区、上石神井地区、荻窪地区の区内外の4地区です。</p> <p>調査項目は、組成分析等の記載の項目です。</p> <p>4の主な調査結果(データのみ)で示してあるものですが、まず1の搬入ごみの割合で、可燃物(紙類、厨芥)などが約9%。それから不燃物が91%。主な不燃ごみは、プラスチックが52.4%、金属が12.8%、ガラスが8.6%などとなっていて、記載のグラフのようになっております。</p> <p>裏面の排出禁止物ですが、区条例に規定する有害性、これは有機溶剤や殺虫剤など、それから爆発性(ガスボンベ・スプレー缶等)があります。それから引火性(ライターなど)の廃棄物ですが、これらを合わせて、表にあるように、いちばん右側の平成15年度ですが、不燃ごみ1t中に高井戸西地区で5.86kg、荻窪地区で2.13kgの混入がありました。</p> <p>4年間の比較で見ると、かなり量が少ないということで、ばらつく形になっておりまして、定性的な傾向が言いにくいような形になっております。</p> <p>先ほどもお話がありましたが、スプレー缶等の残存量のあるものも多く、車両火災等の原因となっております。</p> <p>それから(3)の資源物です。紙類、ペットボトル、金属のうちのアルミ缶、スチ</p>

<p>会 長 G委員</p>	<p>ール缶、ガラス類、これらを資源物として合計したのですが、この資源物は、不燃ごみ1 t中の重量割合で、高井戸西地区で132.55 kg、荻窪で166.95 kgの混入がありました。ご覧いただいておりますように、杉並の2地区は、かなり明確に少なく、資源ごみのごみとしての排出が少ない結果になっております。</p> <p>(4)のプラスチックの組成は、プラスチック全体を100%として、そのプラスチックの中の構成割合を見ていくと、記載のようにフィルム類が31.17%、ボトル類が19.38%などとなっております。</p> <p>フィルム類の中でレジ袋を見ると、逆にごみとして扱われているレジ袋は地区平均では6.21%、それから表の右側で、荻窪地区で5.84%、ごみ袋として利用されているレジ袋ですが、地区平均で2.71%、荻窪地区では1.84%でした。</p> <p>なお、表にあるように、上下段を合計したレジ袋の排出率、これも杉並の2地域が少ないという結果が出ております。</p> <p>次にボトル類ですが、ボトル類ではプラスチック全体の19.38%を細分類して、飲料用のペットボトルが13.40%と、ボトル類の7割近くを占めております。</p> <p>(5)では、プラスチックの構成割合から不燃ごみ全体に戻って、不燃ごみ1 t当たりのレジ袋の重量割合を示しておりますが、合計欄で見ただけで、高井戸西が54.44 kg、荻窪が43.95 kgとなっております。</p> <p>杉並区の不燃ごみ1 t当たりのレジ袋の量は、先ほどのプラスチックの中のレジ袋の排出率とは逆に、杉並区の2地域が高くなっておりますが、これは不燃ごみに占める排プラスチックの割合がほかの地域に比べて2地区が高いことによります。この調査は、あくまでもサンプリング調査で、ごみの組成の割合、構成比率のみを見ておまして、こういう結果になっております。</p> <p>杉並区は資源ごみの混入が総体的に少ないために、プラスチックの比率が相対的に高くなり、レジ袋のプラスチックに占める排出割合が低くても、ごみ量に占める割合が高くなっております。</p> <p>これらのさらなる評価のためには、今後別途集計される各家庭からの不燃ごみの全体量とか、1人1日当たりの排出原単位とありますが、1日当たりの排出量などの平成15年度のデータ、これはこれから出てくるものですが、これと合わせて見る必要もあると考えております。</p> <p>最後に、もう一度まとめてみると、資源物の不燃ごみへの混入は、杉並区は明確に少なくなってきている。それから、これらの結果といたってよいと思いますが、プラスチックの構成比は杉並区では多くなっております。またプラスチックの中のレジ袋の割合は、杉並区では少なくなっております。というようなことが、組成調査の結果について言えるかと思えます。調査報告書については以上でございます。</p> <p>ではご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>この組成調査について、いま最後におっしゃった、杉並区の場合、プラスチックの割合が高いということは、杉並区は2地域とも商業地域ではないですね。ですからプラスチックの割合が高いのかなと私は思ったのですが、そうではないのですか。杉並区だからではなくて、商業地域と住宅地との比較で、そういう結論になったのかな</p>
--------------------	---

<p>清掃管理課長</p>	<p>と私は思ったのですが。</p> <p>商業地域と住宅地の比較というのは、かなり難しいと思っておりますが、それは調査の中で別途、「事業系ごみ」「家庭系ごみ」ということで、シールが貼られて出しているものを見て分析もしておりますが、中野、練馬については住・商混在の地域ということで、少し混じておりますが、どちらかという住宅系の地域かなというふうに見ております。</p> <p>いまの、プラスチックが多いという問題については、商業地域あるいは住宅地域という問題よりも、百分率ですので、当然資源ごみの出が少ないと当然 100%の中で割合ですから、相対的にプラスチックは伸びてくる。こういう形なのかなというふうにも思っていますが、その絶対量との関係でもう1回見ないと、その辺がなかなか言いにくいのかなと思っております。</p>
<p>G委員</p>	<p>もう1つ質問です。容器包装リサイクル法の対象になるプラスチックごみというのが、こちらの冊子5頁にあります。どれがその対象物になるのかを、もし教えていただけたらと思います。これだけ詳しく書いてあっても、容器包装リサイクル法の対象でないプラスチックごみもあるわけですよね。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>5頁の表の中で、焼却不適品(21品目)という表があって、「プラスチック」という項目があります。容器包装と容器包装以外という2つに分けて、上が容器包装リサイクル法の対象ということで分類しているわけです。そこでちょっと特徴的なのは、ごみ排出の専用袋は、ごみという形での入れ物ということになるので、容器包装リサイクル法の対象ではないということとか、明確に、例えば製品等でプラスチックでできているようなものについては、容器包装リサイクル法の対象ではないということになるかと思えます。</p> <p>あと、細かく定義すると品目ごとにあるのですが、やはり入れ物、包む物ということで、ざっと考えていただければいいのかなと思っております。その中で、個々の品物、品目について判断しているということかと思えます。</p>
<p>M委員</p>	<p>先ほど私が質問したことと関連があるのですが、排出禁止物で、スプレー缶の残量等が車両火災の原因となっているということですが、杉並区では平成15年度で大体何台くらい、車両火災が発生しているのでしょうか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>平成15年度は非常に多くて、1月までの段階で、直営車で8台、備状車で4台、2月に入ってさらに5台、2月だけで5台というような形で車両火災が起きております。</p>
<p>J委員</p>	<p>先ほども出ましたが、3月6日、7日に消費者団体の「杉並生活展」があって、そこで、例年は消費者各団体別の活動報告等を展示するのですが、本年度は環境グループと食グループと手づくりグループに分けて、活動の報告をしていて、環境グループが「ごみを減らすには」というテーマでして、その中の1つに、ごみ分けテストをしたのです。そこで実行委員会で話し合ったときに、分別するときにはかなりわかりづらいものがあるということで、20品目、ガムテープとか不燃と可燃が非常に明確でなくて、各行政区ではなくて、区部と市部でも違うということで、結構、消費者団体のメンバーでもわかりづらいものを挙げて、20品目やったのです。</p> <p>ですから、その話からも出たのですが、区民のほうにもう少しきちんとわかる方</p>

清掃管理課長

法、分別すること自体がどちらなのかがよくわからないということがありましたので、ここも少し区民に知らせてほしいと思いました。

もう1つ、先ほどもお話が出ましたが、この排出禁止物に関して、いまはスプレー缶は、「穴はあけないで、全部出してから出してください」というふうになっていますが、実際、殺虫剤とかになると、不用になったものをゼロにして排出していただきたいのは、特に殺虫剤関係は、家庭で不用になったものをどこに出して空にするのか。その辺が実態に即していないというか、家庭の中の不用のものを空にするという、そのバランスの悪さというのでしょうか。

だから、そのときの実行委員会でも出たのですが、穴をあけなくていいということだけがわかっていて、そのまま出す人もいるのではないか。実際、スプレーが要らなくなると、その中身を出すとしたら、屋外などで全部ゼロにしなければいけないので、その辺というのは、ちょっと。

ですから、殺虫剤などはどこかで集めてくれればいいのですが、不用になった殺虫剤を空にするというのは、ごみとして出す場合の手続として、家庭の中では実態に即していないということで、ちょっとおかしいのではないかという話が出ました。

ですから、実際は、穴はあけなくていいということだけで、全部ゼロにしなければいけないというふうに理解していない方も結構いるのではないか。それが、やはり車両火災との関係があるのではないか。

不用になったものを出すというのは、家庭の部分では結構難しいんだと思うのです。そういう感じをもちましたので、やはりこの適正排出というのを、もう少し考えていただいたほうがいいかなと思いました。

まず最初の、分類の難しさということで、仙台などで、インターネットで「わかるくん」とか言って、きちんとしたものがあるのですが、かなり辞典的に、これはどう分ける、あれはどう分けるという品目ごとに出したものがあります。うちの区でも非常に多くの品目ごとに、考えられる品目をすべて50音順に並べて、これはどう処理するというのを職員がつくって、職員提案という形でいま出てきているものがあります。それをできればインターネットが何かに載せて、辞書みたいに、これはどう分別するんだろうというのが出せればいいかなということで、いま検討、研究している段階です。

それから、あとのほうのスプレー缶等について、使いきってから出してくださいということと、場合によっては穴をあけて出すかという問題ですが、まだ結構、地方の自治体では、穴をあけて出すということをしている自治体なども結構あるのですが、23区内では、使いきってから出してくださいということです。

ところが、残存しているもの、使いきっていないものが非常に多く出て、スプレー缶とか、噴出系のものについては、前はフロンで押し出していたのが、LPGというガスで押し出しているというような形で、非常に燃えやすくなっています。

実は今日も内部で、これをどうしたものか、いまの段階では、使いきって出してもらおうとしか言いようがないところですが、もう少しこれを研究、検討していきたいと思います。特に、先ほど話の出た車両火災は、いわゆる街を走っている清掃車は、700

<p>J 委員</p>	<p>万円くらいする、大変高価な車なのですが、それが場合によっては使えなくなったりすることもあったりして、これまた非常に大きな問題になっております。</p> <p>そういったことを、区民の皆さんに徹底して、こういうふうに出していただきたいと要請するしかないと思っておりますが、いろいろ研究してまいりたいと思います。</p> <p>加えてよろしいですか。そういうところで、殺虫剤に関しては、中身がそういうものですから、各家庭にかなりストックされている。出したいけれども、どういうふうにしたらよいかわからないというので、結構、それぞれの家庭のところでごみ箱化しているみたいな、必ずそういう消費者団体のごみ関係の話のときに出るのですが、やはりちょっと、出してしまえと思う人は出しますが、消費者団体の方だと、家にいっぱい置いてあって、それは、空にはできないし、必要のないものを空気中に出すのもおかしいしというので、結構区民全体の中でもそういう形というのは多いのではないかと考えています。そこら辺もどういうふうに、そういう排出禁止物で、普通のヘアスプレーとかは、それを出してもあまり抵抗はないと思うのですが、殺虫剤の関係は、結構不用で家庭にストックされているという形も多いのではないかと。そういうものは、本当はどういうふうにしていったらいいのかということも、もう少し行政サイドのほうで区民に知らせてくれると、消費者のほうはわかりやすいのですが。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>いまの関係ですが、使いきって出してくださいという関係と穴をあけて出してくださいという関係ですが、先ほど、地方の自治体などで、穴をあけて出してくれというので、それで呼びかけている所も多いという話です。なぜそれをしなくなったかというので、例えばストーブのそばでやって火傷をしたりというようなことがあって、消防署からの指導で、穴をあけないということになったのです。</p> <p>いまの段階でいうと、消防、火傷という問題があるから穴をあけて出さなくなったということから考えると、やはり同じことですので、穴をあけて出すというようなこと、その問題があるために出さなくなったということは、いまの段階ではある程度、外に出して空にして出していただけたらということになるかと思えます。</p>
<p>B 委員</p>	<p>冊子の報告書の28頁で、「排出禁止物調査のまとめ」というところを見せていただいたのですが、例えば1行目の、「中野区野方地域で3個、3.9kg」という数字がありますね。これは、例えばこのままそっくり出された。3kgといたら結構な大きさですので、そういう意味だとか、ちょっと説明していただくと助かると思います。そしてまた、引火性のある排出禁止物などについても、ライター、エタノールというのが多く出ていますが、我々には、1個とかいう数があるけれども、kgとかいうのとごっちゃになっているものだから、もうちょっと整理した形で、わかるように説明していただければと思います。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>これは、14頁をご覧ください。調査の仕方は、清掃車1台分を取り出して、それを地面のビニールの上に広げ全体を満遍なくかき混ぜて4つに分けます。これを遠心4分法というのですが、対角線の2つを取り出すことで量を少なくする。そういうやり方で、全体で8,600kgの中から2,650kgのサンプルを得る。このサンプルの中に、例えばスプレー缶等の不燃物が3個ある。3個あったものを、今度は1t単位に直してその重さを測る。2,650kg分の3個とかその重さということになり、全体をもう一度</p>

	<p>1 t に直したら何kgになるのかということで、縮分で3.9kg、トン当たりに直すと4.78個とか6.21 kgという出し方になっています。</p>
<p>B 委員</p>	<p>1 t 当たりいくらというのはわかるのですが、私が聞きたいのは、有害性のある排出物質は、実際に調査した所で3.9 kg、それをトン当たりに直したら4.78個になるという数字ですね。つまり、1車当たりにするとその1.6倍、かなりの量が入っているということなのです。37頁に書いてあるのも家電製品なのですが、結局ここでの説明を見ると、先ほどの説明と併せて、杉並は中野よりも低いというのが見えるのです。それで、中野のほうにはこの協力要請をどういう形でやっていただいているのかと思うのです。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>練馬、中野について、できれば中継所は10年後に不用になるようにということで計画をつくっていますので、その計画を示して協力要請をしているところです。実際にどのくらいとか、分別は当然のことだという考え方を持っていますので、こういうふうに分別を徹底してくださいという意味での要請はまだしておりません。</p>
<p>B 委員</p>	<p>中野にも練馬にも、当然この調査報告は出すわけですね。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>そうです。</p>
<p>C 委員</p>	<p>関連で、組成調査の中で排出禁止物が年々増えてきているという状況だと思うのですが、どうですか。</p>
<p>清掃管理課長</p>	<p>その辺は年を追って見ようということで、先ほどの説明資料裏面(2)の4年間のトン当たりの量を見たのですが、かなりばらつきがあって、傾向的に増えているとか減っているというようなことが言えないような状況なのです。サンプルごとにばらついているのか。この調査からは、すぐには増えてきているとか減ってきているということは読み取れない状況です。</p>
<p>C 委員</p>	<p>私は車両の火災について、そこら辺からこういう思いをしているのですけれども、もうそろそろ排出禁止物についての取りまとめというか、区でどういう対応をしていくかということが必要な時期になっているのではないかと強く感じます。出してはいけないのはわかるけれども、実際にどうしたらいいのかということ。組成調査が平成11年ぐらいから始まっているかと思うのですけれども、これだけの時間をかけて分析をされている中で、今度はどういう行動に移るのかという段階がもう来ているのではないかと思います。是非こちら辺を強く要望したいと思っています。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>いまご指摘いただいたように、家庭系の処理困難物といえましょうか、特に薬品類、それから電気だとかの部材、殺虫剤類がどうしても余ってしまう。そこで、どうやって処分したらいいのかと。我々としては、危険物については、これはごみとしては駄目ですよ。基本的なスタンスは業者の方に引き取ってくださいということなのですが、現実になかなかそのところが難しいということです。</p> <p>区としては3、4年ぐらい前に特定家庭廃棄物の処理ルートをつくって処理をしていったらどうかということで一応プランを立てたことはあるのですが、その持って行き先です。廃棄物は自治体のエリアを越えて行きますと相手側の自治体の承諾が必要になります。そのときは相手側の自治体の承諾が得られなかったということで断念せざるを得なかったのですが、何らかの形での方策は考えていかなければいけないとい</p>

	<p>うことです。杉並区内でそういう処理ができる場所があればいいのですが、それが無い。そうすると他の自治体に持って行かなければいけない。そこで大体ノーと言われるということで、やはりこれは事業者への責任、そのルートをきちんとつくっていくということを考えなければならず、そこら辺を今後どうやって働きかけをしていくのか。23区どこでも同じような課題を抱えていますので、23区全体でそういう処理ができる場所を確保するのか、それとも事業者の責任で対応してもらうのか、その考え方をまとめて対応策を考えていく時期だと思っております。</p>
C委員	<p>行政で何かしてほしいとかということよりも、事業者への働きかけというのは大変大事かと思えます。リサイクル法の中でも事業者の責任が大きく謳われていますので、そこら辺を行政側から強く言っていて、そのルートを明確にしていきたいと考えます。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ほかにあるでしょうけれど、時間の関係でこのぐらいにさせていただきます。いま出ましたような基本的な問題を整理して次に進んでください。ありがとうございました。</p> <p>次に(4)「平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気)(松葉)について」、(5)「杉並区環境基本計画実施状況報告書」(みどりの冊子)について、(6)「鳥インフルエンザについて」、この3点をまとめて説明させていただきます。</p>
環境課長	<p>平成15年度ダイオキシン類調査結果を報告いたします。大気は年12回、毎月調査をしておりますが、今回の報告分は10~12月分。松葉は10月の調査結果です。資料採取と分析の方法は現在の環境省の定める方法によるしております。</p> <p>まず大気の大ダイオキシン類調査結果が出てまいりますが、この表の中で太い枠で囲った部分が今回ご報告の部分です。10月、11月、12月とそれぞれ数値が入っておりますが、環境基準の0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>に比べて、十分それを下回る数値で推移しております。東京都の数値と比べても、それほど大きくは異なっておりません。11月の宮前体育館と郷土博物館の値は、都平均に比べると少し高い数値ですが、十分低い数値で推移しております。</p> <p>今年度ここまでの平均値を見ますと、低いもので0.068、多い箇所でも0.071で、昨年度の区平均の年平均値0.11と比べても低い値となっております。</p> <p>次頁は平成15年度の松葉の大ダイオキシン類調査結果です。これは杉並区内を大きく9地域に分けて、それぞれの地域から採取された松葉を調べたものです。太枠で囲まれた平成15年度を見ますと、いちばん下の欄が平均値ですが、2.5pg-TEQ/gです。表の外に参考値として平成12年度の平均があります。これは調査方法が違うので表の外に出ているわけですが、平成12年度の平均値は、単独の松13本の平均ということで6.4pg-TEQ/gという数字が出ております。それから、ほぼ現在と同じような調査方法になった平成13年度以降を見ますと、平成13年度が平均値で5.7pg-TEQ/g、平成14年度が4.9pg-TEQ/g、平成15年度が2.5pg-TEQ/gで、年度を追って低い数字になっていきます。松葉中に含まれるダイオキシン類の濃度が大気中に含まれるダイオキシン類濃度がある程度反映しているだろうということでこういう調査をしてきたわけですが、この4年間の結果を見ると、大気の大ダイオキシン類濃度が低減しているのとはほぼ</p>



期を同じくして、数字としては低くなってきていると言えるかと思います。ダイオキシン類について、規制としてはほぼ出揃った、一段落した段階と言われておりますが、それが一定程度こういう測定値に現れてきていると考えております。ダイオキシン類の調査結果については以上です。

次に「杉並区環境基本計画実施状況報告書」(みどりの冊子)について報告いたします。今回実施状況を調査した環境基本計画は現行の環境基本計画ではなく、平成8年2月に策定した旧環境基本計画です。平成15年2月に現行環境基本計画に全面改定をいたしました。平成14年度中までは旧環境基本計画が生きており、これが平成8年に策定されて以来、全体としてどういう実施状況であったかということのまとめです。旧環境基本計画の成果をここで1回きちんとまとめて、今年度からの新しい環境基本計画にその内容を引き継いでいくものもありますし、完了したのものもありますが、ここできちんとその成果を点検評価しようという趣旨で作成したものです。

6頁に報告の概要を大きく取りまとめてあります。対象となった事業数は旧環境基本計画の149事業です。進捗状況の取りまとめが(2)にあります。表にあるように、～までの「事業目的を達成した」「計画以上に進んだ」「概ね計画どおり進んだ」を総合しますと、合計で87.2%がまずまず計画どおりに進んだと評価できると思います。それから、計画の半分程度進んだものが3.4%、ほとんど進まなかったというものが8.1%、判断が困難であるというものが1.3%あり、全体としては、概ね計画どおり進んだけれども、若干課題を残した事業もあるという状況です。

(3)は旧環境基本計画の事業が現行計画にどのように引き継がれているかということで、78.5%は現行の環境基本計画に引き継がれております。18.1%が完了した、3.4%が廃止されたという状況です。冊子で頁数も多いので、今日は代表的なところをいくつか拾い上げてご覧いただきたいと思います。

23頁では事業目的を達成したという意味で「みどりの基金の創設」計画項目としては、みどりの基金を創設するということですが、平成14年10月にみどりの基金を創設し、現在運用しておりますので、この事業は、事業目的を達成し完了した事業になります。

19頁の上に「環境配慮行動計画の作成」とあります。これは環境配慮行動計画を作成したこともさることながら、当時は計画項目ではなかったISO14001の認証取得、あるいは、そこから出てくる杉並区の、これは区役所としてのということですが、地球温暖化対策実行計画などの策定も行い、この項目としては計画以上に進んだであろうと判断している事業です。

55頁には「たばこ、ごみ等の投棄防止キャンペーンの実施」という項目があったわけですが、これについてはご承知のとおり、昨年10月に安全美化条例を施行し、路上禁煙地区の指定、あるいは平成12年度から進めてきた「杉並・わがまちクリーン大作戦」で、毎年度1万人を超える方々にご参加いただいているような状況から言って、これも当初計画していた内容よりはむしろ進んだのではないかと項目として挙げてあります。

逆に、あまり進まなかったもの、計画の半分程度進んだという事業で、43頁の下の

段にある『野生動植物の生息場所の保全と創出』がありました。これについては、言ってみれば計画時にはサンクチュアリーのようなものを整備して、そこでは自然のままに保護していこうという構想があったわけですが、なかなかそこまでは至らなかった。ただ、いろいろな河川や公園の整備をしていく中で、さまざまな生き物が生息できる場の保全・創出という観点ではいろいろ工夫してきましたので、評価としては計画の半分程度としております。

ほとんど進まなかった事業の例として27頁に、「街路樹の整備・ネットワーク化」という計画事業が上の段に載っています。これは評価の仕方にもよりますが、このとおりの事業としては平成13年度から事業を休止しており、こういう考えに基づいてはあまり進まなかった。ただ、いまの環境基本計画の中では『みどりのベルトの創出とピオトープのネットワーク化』、『公園整備や道路・河川緑化の推進』という計画事業を引き継いでおります。特にみどりのベルトについては構想としてきちんと策定されたこともあり、計画事業として当初予定した内容ではほとんど進まなかったけれど、現行環境基本計画の中にきちんと引き継がれているということです。

判断困難な事業はこれも評価ではいろいろありますが、86頁に「資源化センターの設置」があります。資源分別回収に対応して、資源化が必要な廃棄物の選別や減容などを行う資源化センターを設置するという計画がありました。これはリサイクルあるいは清掃事業全般の進め方について多少、計画をつくったときからは変わってきております。ここでは、建設用地取得の具体的な見込みがない、したがって予算化もされていないということで、民間施設か区外処理業者への委託など施設建設以外の手法も併せて検討するというのがスタンスです。これは考え方の変化もあり、どちらかといえば進まなかった部類に入るわけですが、評価としては困難であるということで、こういう事業について「判断が困難である」という評価を与えております。

先ほど報告したように、8割近い事業は何らかの形で現行環境基本計画に引き継がれておりますので、前の環境基本計画全体の評価をきちんとした上で現在の環境基本計画を進めてまいりたいと考えております。環境基本計画の実施状況報告書については以上です。

続いて鳥インフルエンザについて報告いたします。これは「区民の皆様へ」という、区民向けのチラシの形になっています。

鳥インフルエンザについては、ご承知のとおり、山口県等で端を発し、京都の丹波、大阪の茨木等でカラスから鳥インフルエンザのウイルスが同定された。しかも、その型はほとんどが同じ型である。韓国からの野鳥が1つの起源かということも取りざたされておりますが、関係者の中では、そう断定するのはまだ早いということで進んでおります。

かなり不安を持つ方が多いということで、区としてどういうスタンスで臨むのかを明らかにしたものがこのチラシです。1つは、国からの呼びかけもあり、鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例報告はない等々の項目を3点ほどお知らせしてあります。中ほどに「区では危機管理対策会議を立ち上げ、関係部署が連携し区民の安全と安心を確保するよう努めています」ということで区における相談窓口、区民からの

	<p>いろいろな問い合わせや不安に対して、それを受け止める窓口をきちんと定めてあります。野鳥などの相談については、一般的には環境課で受ける。路上や敷地に野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、素手で触らずに清掃事務所にご連絡いただく。食品として見たときの鶏肉や鶏卵については保健所の生活衛生課、人への感染についての問い合わせは保健所の保健予防課、飼っている鳥が死んだような場合には東京都の動物愛護相談センター、野鳥全般については鳥獣保護担当を案内しております。</p> <p>東京都では鳥インフルエンザ 110 番ということで、関係局が共同して1つの窓口をつくっています。こちらのほうにはかなり問い合わせが殺到している。あるいは死んだ野鳥等の検査をする立川の家畜保健衛生所には、検査依頼が殺到しているということで、東京都のほうではかなりの件数が挙がっているようです。私どものほうでも、問い合わせがあれば、いまご紹介した窓口で受けたいと思います。鳥インフルエンザについては以上です。</p>
会 長	<p>ご説明ありがとうございました。最初にダイオキシン類の調査結果、大気、松葉について、ご質問やご意見を伺います。</p>
B委員	<p>このところ杉並区としても、ダイオキシン発生を抑えるために小型焼却炉を無くすという努力もあり、13、14、15年度と見てくると、だんだん下がっています。そのいちばん大きな要因はどういうところにあると見えていますか。</p>
環境課長	<p>ダイオキシン類濃度、特に大気の場合、杉並区内というよりはもっと大きい大気環境で動いていると思います。1つは焼却炉の規制基準が格段に厳しくなったこと。平成12年の東京都環境確保条例の制定以降、区でも公害のいろいろな相談の中で相当な部分を焼却行為が占めており、そういうものをやめていただくように、現場に出向いて啓発したりお願いしたりしてきて、そういうことでは、かなり浸透してきていると思います。一連の規制やそれに伴ういろいろなお願いや指導が実際の結果になって現れてきていると思われます。</p> <p>焼却炉についても、私どもでこの数年で都合200台ぐらい回収しておりますが、果たしてそういうものが区のダイオキシン類濃度にどの程度寄与していたかは、すぐにはわからないわけですが、いろいろな取組みが総合して現在の逡減するような状況をつくってきたのだとは思っています。</p>
会 長 環境課長	<p>大気と松葉との相関みたいなものは取らないのですか。</p> <p>区の大気調査を調べますと、いまと全く同じ回数ではありませんが、平成11年度からずっと行ってきた中では、13～14年度ぐらいまでは、どちらかという全体として上昇傾向が見られたのです。それがここに来てかなり低減してきており、14～15年度にかけては、はっきりと逡減傾向が見えてきたという状況です。したがって、1回山型になったのだけれども落ちてきている。</p> <p>松葉のほうを見ますと、調査は過去に4回あったわけですが、一貫して低減しているということで、大気の測定値とはうまくピッタリ合っていないのです。なぜ松葉を選んだかという理由の中には、大気からのダイオキシンをよく吸着するという傾向に着目して選定されたこともあり、大きくは大気中のダイオキシンが逡減しているという傾向を示しているのだらうと判断はしております。</p>

会 長	<p>松葉は松葉で研究している人がいて、松葉はいいという人と、松葉も難しいというのといろいろあるのです。成長期だとか樹齢だとか、いろいろなものによって松葉は違うだろうというのは実験的にはわかっている、生きている植物のインディケーターとして、いいことはいいのですが、問題点もある。さしていま問題になっている状況ではないから、でき得ればその辺も今後の研究課題にしてもらえればと思います。</p> <p>次に、環境基本計画実施状況の報告書。先ほど環境課長からも説明があったように、旧環境基本計画に基づいて1つの締め括りをつける、あるいは継続としてどういうふうな課題なのかを読むために自己点検の評価報告書という形でまとめられたように私自身は思っていますが、何かご質問があれば、どうぞ。</p>
C委員	<p>25頁の区立施設の緑化推進について伺います。これには「区立施設(学校を含む)」と書いてあるのです。学校はこの計画を利用することはできないのだという話を聞いたことがあるのですが、いかがなのでしょう。学校緑化で壁面を緑化したいということで区に相談したら、それは施設費でやってくださいと言われたと言うのです。ここに少し載っているので伺いますが、区の計画としては、今回は学校もこの中に組み入れてやっていこうという方向なのでしょう。</p>
緑化担当課長	<p>学校の緑化工事については『学校等のエコアップ』という項目で新しい基本計画がまとめられていると思うのですが、そちらのほうで整理されています。</p> <p>内容的には学校の校庭緑地化、学校の接道部緑化、学校ビオトープ、これらが入っており、屋上緑化や壁面緑化は別の所に入っていると思います。</p>
会 長	<p>いまの話ですが、学校の施設関係で、屋上緑化や校庭の緑地化というのはもうやっておりますし、具体的に進んでいるわけです。場合によったら壁面も今後の研究課題でやっていくわけです。</p>
緑化担当課長	<p>営繕課で計画的にやっているかとは思いますが、私のほうでは把握しておりません。</p>
C委員	<p>みどりの計画の中には入っていない。学校の中でも、入るものと入らないものがあるということなのですか。</p>
環境課長	<p>26頁に「学校の森等学校緑化の推進」という項があります。この中に学校エコアップについても載っております。環境基本計画全体としては、学校の緑化も取り込んではいいるのですが、それぞれ実施主体があって、環境課とか緑化担当だけで全部やるわけではなく、それぞれを実施する主体は分かれております。学校の屋上緑化も、計画の中では視野に入っております。</p>
C委員	<p>壁面もですか。</p>
会 長	<p>入っていると思います。ただ、実態がいままでなかったということですね。</p>
C委員	<p>入っているということは、学校としてこれからそういう計画を立てようとしたら、できる可能性があるということですね。そのときは、よろしくお願いします。</p>
M委員	<p>23頁ですが、去年の10月に区で「みどりの基金の創設」ということがだいぶ強く謳われて、新しい試みだということだったのです。1年間で事業目的を達成して、完了事業だというようなことも書いてありますが、そんなに簡単に目的達成ができるものなのでしょうか。</p>

緑化担当課長	<p>みどりの基金の創設ということで平成 14 年 10 月に条例を制定し、一応基金はつくられました。それに基づいて今現在約 570 万円程度の基金規模になっています。</p> <p>この基金の特徴は、金利から果実がなかなか出ないということで、一部取り崩し型の運用をしていく基金ですので、早速平成 15 年度から運用を始めたということです。</p>
環境課長	<p>いまのご指摘は誠に尤もで、つくったから終わるというわけではないわけです。旧環境基本計画でいいますと、みどりの基金を創設することが 1 つの計画事業だったものですから、創設はできた。今後は運営自体、どう役立てていくか、当然そちらのほうが大事なわけなのですが、それについては、現行環境基本計画という欄にあるように、今後しっかりと運営していくということでいまの環境基本計画に引き継がれております。</p>
K 委員	<p>環境基本計画について着々と進めておられるという感じを受け、大変結構なことだと思います。今度『あんさんぶる荻窪』環境情報館というのが出来るということです。特に環境基本計画などについては、行政側だけが 1 つの施策としてやるということではなくて、区民自体の環境基本計画の理解があってアクションが出てくるようなことが望まれるわけです。環境基本計画自体がまだ十分区民に理解されていない向きが結構あると思うのです。したがって、環境基本計画を区民に十分に理解してもらうことが非常に大事なのではないかと。環境基本計画自体が見直されているわけですから、特に新しくなった環境基本計画がどういうものであるかということと区民に普及する、学習してもらうようなこともこれから考えていただけたらと思いますので要望いたします。</p>
B 委員	<p>43 頁の「すぎなみ自然村の事業の充実」ということで、ホテル生息環境の整備が平成 10 年度までということと記載されておりますが、残念ながら平成 11 年度末に無くなってしまったということでした。ホテル生息環境の整備というのはできたのですか。それとも全然手つかずだったのですか。</p>
環境課長	<p>頑張ったけれどもできなかった、うまくいかなかったということはあると思います。ホテルの場合には区内でもいくつか試みがあったわけですが、実際には非常に難しい。ですから一定の試みは平成 10 年度まで行われたと思いますが、結果としては、はっきり申し上げて、うまくいかなかったということだと思います。</p>
B 委員	<p>その前に、『玉川上水の保全の要請』とある。「要請」だから、概ね計画どおりということになるのかもしれないけれども、いま神田川で久我山商店街が実際にホテルの飼育を始めていて、どういう結果が出るか。飛んでくると、うれしいのですが。ですから、こういう所での経過が、こうしたら成功したとか、こうやったら失敗したとか、それが形として残っていれば参考になるのではないかと考えて伺ったのですが、残念です。</p>
O 委員	<p>そのホテルのことなのですが、ホテルを生息させるということもとても難しいのです。ホテルが棲むべき条件がちゃんとないと駄目である。餌がないと駄目である。水の温度が大切である。そして、水が濁っているか澄んでいるか、そういうことに左右されます。また、いま遺伝子とかそういうことで動植物が大変問題になっております。</p>

	<p>もともといた所に残っていて、それを復活させるのはいいと思いますが、どこかのものを持ってきて、そこでいなかったものを増やすとかそういうことが今すごく問題になっています。外国もののホテルはないと思うのですけれども。</p> <p>ホテルに関しては、和田堀公園でも前に東京都でやったのですが、それも結局駄目でした。いま善福寺川の前の公園でどなたかがやってはいると思うのですが、環境がだんだん変わってきて、何匹出たか、私も最近は聞いていません。そういうことがありますので、ホテルに関しては大変難しいと思います。</p>
<p>B委員 会 長</p>	<p>実際の環境が違う。自然界の最も端的なものですから。</p> <p>私から1点伺います。37頁の「生産緑地の維持・拡充」が概ね計画どおりに進んだと書いてある。甘く見れば継続事業だからいいのだけれども、私が都市計画審議会の委員をやっていた20数年前からずっと問題にしていたことがあるのです。最後の行にある「可能な限り買い取り、公園、緑地、樹木林への転用について検討する」これは本当に進められたのですか。いままた問題にされているという噂も聞いているのですが。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>確かに生産緑地については、ここ数年間、区の財政事情も非常に厳しいということで、買い取りに至ったケースはありません。ただ、私の記憶ですと、平成10年度か11年度ごろに何件か買い取りをした記録があったかと思います。区としても「生産緑地法」の趣旨に鑑みて努力はしていかなければいけないと考えており、財政当局と連携しながら、今後も生産緑地の保全・活用という趣旨で対応していきたいと考えております。やはり相続の問題がありますので、なかなか期待どおりに進んでいないというのが状況です。</p>
<p>会 長</p>	<p>これは継続事業で是非進めていただきたいと、20数年間常々思っていますので、実現させていただきたいと思います。</p> <p>39頁の「土の道の整備」がほとんど進まなくて廃止になってしまったのですが、それは「土の道」の考え方の問題だと思うのです。私がベルリン辺りで見ているものというのは、公園の中で、いままでアスファルトで固めていた所には生き物が生息しにくいからと言って、担当部局あるいはNPOが入ってきてアスファルト舗装を剥がすわけです。それで、雨水浸透とか生き物とか、諸々の効果があるわけなのです。ですから、できたらこれは廃止事業にしないで、公園などでもいろいろな知恵を絞ればいくらでもできる話なのです。新しい計画にこれが含まれていないから廃止になってしまっているのかもしれませんが、その辺の事情は別問題にして、ちょっと記憶に留めておいていただきたいのです。世の中の流れ、時代の流れはこっちのほうに来ていますので。</p>
<p>B委員</p>	<p>37頁の生産緑地の問題でいきますと、これは「計画的な保全」となっているのですが、「概ね計画どおりに進んだ」と本当に評価していいのかという思いがするのです。農地自体がだんだん少なくなっているのは現実です。最近の話で、買い取りまで含めて、保全が十分ではないという感じを私は受けたのですが、「概ね計画どおり」というのが何かまいちという思いがするのです。そういう点では、もっとピシッとした見方をしないとイケなくなるのではないかという気もしますけれど。</p>

環境課長	<p>自己評価ということで、項目によってはご指摘のようなことはあるかと思えます。ただご案内のとおり、現行の環境基本計画がかなりの事業について、いつまでに何をするかという数値目標を持っているのに対して、旧環境基本計画は区がつくった最初の環境基本計画ということもあり、こういう方向に進んでいくべきであるという方向づけの部分がかかなり強い計画なのです。</p> <p>何でその事業を評価していくかというのはもちろん、環境基本計画関連の実施計画等に数値があるものがありますから、それについては一応数値で評価できるのですが、いわば指針のような性格もかなり強い計画です。そういう意味では、これだけの数値を達成したから計画どおり進んだとか進まなかったとかという評価が難しい、そういう背景もあります。</p> <p>いまご指摘の項について言えば、確かにご指摘どおりだと思うのですが、なるべく買い取り等の保全に最大限努力したという意味では、少なくとも計画の趣旨に全く反するようなことが進められてきたというわけではありませんので、その辺はご理解いただければありがたいと思えます。</p>
都市計画課長	<p>補足いたします。先ほど申し上げた平成10年のものですが、これは宮前2丁目で地区計画道路の計画対象地になっておりましたので、こういったものは区のほうで買い取りの話があれば買ってあります。また、これは平成4年の話ですが、例えば身体障害者施設の計画地に生産緑地買い取りの話があったような場合は、やはり区のほうで買い取りをしてあります。いろいろな行政計画をにらみながら、また財政状況を踏まえて対応しているところです。</p>
A委員	<p>どのくらい前だったでしょうか。農地の宅地並み課税が出たときに、農地をそのまま農地として保全するならば生産緑地、そうでなければ宅地並み課税という選択を迫られたときがあったのです。そのときに、かなり宅地にした人と生産緑地にした人とがあったと思うのです。生産緑地の指定というのは、何年前かはっきり覚えていないのですが、少し出たのです。杉並区でどのくらいかわかりませんが、三多摩辺りではかなりあったのです。ですから、生産緑地の拡充がその段階ではできたという実態はあった。ただ、その後、相続等で買取請求が出たときに買えるか買えないか、これは行政体の財政事情がらみのことであり、都市計画関係の問題との関係があると思えます。</p>
会 長	<p>いまから10年ぐらい前に改定されたのですが、もともと弱い法律なのです。自治体の努力次第で、生産緑地を次のステージへうまく動かす場合と、ゼロになってしまう場合とがあるわけですが、ゼロになるケースが全国的には多いので、宅地予備群という見方になっていますが、仕方がないのです。いろいろ意見が出ましたが、この実施状況報告書は総括するのにすごくわかりやすいし、いい考え方の報告書だと思うので、今後ともこういうものを継続したらわかりやすいと思えます。杉並に環境都市をつくらうとしている。こういったプロジェクトが進んでいて、どの程度までいっているのか。全体的にそれを前へ進めていかなければいけないという1つの成果品になると思えますし、今後とも続けていただきたいと思えます。次に、鳥インフルエンザについてご質問等ありましたら伺います。</p>

B委員	<p>東京都では鳥インフルエンザ 110 番を設けたということなのです。杉並区の場合、専門的な面がありますから、窓口としてはこのように大きく分けても構わないと思うのですが、杉並区としても、東京都の鳥インフルエンザ 110 番ということではなくて、各事務所その他区の関係の出先機関など、どこに行っても鳥の相談がすぐできますということは、どうなのでしょう。これはもう、できていると思うのですが、その点はどうなのでしょう。環境課の電話番号を回さなければ駄目だということではないと思うのですが、その点はいかがされていますか。</p>
環境課長	<p>環境課の電話番号はカラス 110 番の電話番号です。実際に鳥インフルエンザで環境課の職員が動く場合はそれほど多くはないと思いますが、いま言われたように、各機関、各部署に跨るようなご相談については一応交通整理をし、そこでお答えできることについてはお答えをする。ですから、環境課にお電話いただいて、「改めて清掃事務所に電話してください」ということは、基本的にはもちろん申し上げないということです。</p> <p>区民からの問い合わせでいちばん多いと思われるのは、野鳥が死んでいるとか、現実にスズメとかハトが死んでいるということで、清掃事務所のほうで実際に回収しています。その時に当然、区民に対しては、手を触れないで、そのまま置いておいてくださいということをご案内するわけですが、実際にそれが検査を必要とするものなのかという判断は、区民からの電話を一旦切らせていただいて、回収作業に当たる清掃事務所で判断します。いま非常に問い合わせが多いので、家畜保健衛生所に直接連絡するのはちょっと手控えなければいけないような状況なのですが、場合によっては鳥獣保護課なりで、なるべく区民をわずらわせずに、私どもでいろいろな手順を踏んで対処させていただくという考え方でおります。</p>
B委員	<p>3312-2111 で、鳥インフルエンザの問題で聞きたいと、または、こういう問題があったよということでも、もうすぐ話は通じるということですか。</p>
環境課長	<p>保健所のほうはかなり専門的な話になってしまうと思うのですが、一般的なお話でしたら承ることはできると思います。</p>
会 長	<p>ほかにありますか。ありがとうございます。次に進めさせていただきます。対応をよろしく願います。</p>
都市計画課長	<p>7 番目の「東京外かく環状道路（環境の現地観測）について」、都市計画課長、お願いいたします。</p> <p>外環の関連ですが、環境現地観測の状況についてはご報告させていただきます。</p> <p>A 3 横組みの資料「外環周辺現況調査」で、項目が「地質、地下水調査」、「大気質、気象観測」、「動植物調査」、「景観」「活動の場」とあって、それぞれ 1 月以降、4 月の予定まで含めて、この表の中に調査の現況が記載されています。</p> <p>いちばん上の「地質、地下水調査」で、具体的には井荻公園、三谷公園の所では、1 月に浅井戸ボーリングが行われて、それ以降観測井が設置されて、随時地下水位の観測を継続しています。同じように、桃井第四小学校では、浅井戸、深井戸、同様にすでに観測井が設置されて、地下水位の観測が継続されています。善福寺池においても、上池、下池でそれぞれ浅井戸、深井戸のボーリングが行われ、現在観測が行われ</p>



<p>会長 B委員</p> <p>都市計画課長</p>	<p>ています。</p> <p>また、「大気質、気象観測」は、従前から荻窪中学校と桃井第四小学校で行われており、冬季の部分として、大気質の調査が1月に行われ、気象については通年で行われております。</p> <p>「動植物調査」は記載の場所で哺乳類、鳥類の調査、あるいは善福寺川周辺で、同じように記載の調査が行われています。</p> <p>「景観」「活動の場」についても、善福寺公園、善福寺川の周辺で冬季の部分の調査が行われました。</p> <p>次頁以降は、外環については、PI外環沿線協議会という住民の方も入った協議会が継続して行われており、その協議会に報告された環境の現地観測についての報告です。それを資料として、1月22日から2月3日、2月19日、3月4日の分まで、それぞれ国のほうから報告があった現地観測の状況についてお付けしています。あとでご覧いただければと思います。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。何かありましたらご質問等をお願いいたします。</p> <p>資料の1枚目ですが、「動植物調査」の哺乳類、鳥類というのは1月22日に行っただけということは、1月から2月、3月の段階では、もうすでに哺乳類とか鳥類というのは大きく動き出してくる時期ではないかと思うのです。調査がなぜ1月末だけなのかというのがいちばん気になるところなのです。そういう点では、どうしてやらないのかなと、やるべきだと私は思うのです。</p>
<p>会長</p>	<p>いまご指摘のありました「動植物調査」については、「既存資料調査」という、さまざまな資料としてすでに記録があるような調査の部分と、「現地調査」の二本立てになっています。いま、委員がご指摘のように、原則として、季節ごとに目視調査、定点調査、トラップ調査を行います。春季、夏季、秋季調査は、これから行うわけですが、これはここに記載があります冬季や早春に比べて、調査項目が多くなり、調査日数も増やしていく予定です。これから、だんだん春から夏に変わっていく季節においては、調査日数も増やす予定と聞いています。</p> <p>冬の時期については、いま委員からお話がありましたように、1月22日の1日のみでしたが、これについては既存資料調査と併せて行っているということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ほかにありませんか。今日のところはよろしいですか。どうもありがとうございました。現地調査をしっかりとやらないと次に進めませんので、その辺の細則等をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>最後の「一定規模以上の開発等に関する報告について」、「3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画」が4件と「同時駐車場台数が50台以上の自動車駐車場の設置」3件とありますが、緑化担当課長からよろしくをお願いいたします。</p> <p>緑化担当のほうから、「敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画について」、ご報告します。今回は4件です。</p> <p>まず1つ目、(仮称)「共立女子学園学生寮建替計画」です。所在地、杉並区成田東5丁目1番。裏面に案内図が付いておりますが、杉並高校の北側、西側の所に位置し</p>

<p>会 長</p> <p>環境課長</p>	<p>ている所です。敷地面積5,739.43㎡建築面積2,741.14㎡。このことから、確保していただく緑地面積が1,147.89㎡です。これに対して、計画は1,164.473㎡を計画していただきました。また、接道部緑化ですが、93.75mお願いするところを、94.03m計画していただきました。また、植栽本数は、高木57本のところを66本、中木383本のところを1,597本、低木1,148本のところを1,182本計画していただきました。工事完了予定が平成17年2月28日で、既存樹木等で、どうしても活用できないものについて伐採工事等を進めている現状です。</p> <p>2点目は、(仮称)「立正佼成会杉並教会・中野教会新築計画」です。所在地、杉並区和田1丁目23番3号。これも裏面に案内図が付いています。富士見町駅前の北側に位置しています。敷地面積3,488.30㎡、建築面積2,228.41㎡。これに基づいて、確保していただく緑地面積として366.27㎡をお願いしました。これに対して、372.44㎡を計画していただきました。同じく接道部緑化については174.41mのところを、177.49m。植栽本数についても、高木18本のところを32本、中木123本のところを362本、低木367本のところを2,047本計画していただいています。なお、このほかに、屋上緑化を211.50㎡していただくことになっています。現状更地で、工事完了予定が平成17年6月30日です。</p> <p>3つ目は、「都営住宅高井戸西1丁目団地」です。所在地、高井戸西1丁目22番、井の頭線の高井戸駅の西側、線路の南側です。敷地面積3,939.74㎡。建築面積1,210.13㎡。これに基づいて確保していただく緑地面積が818.88㎡です。これに対して、計画していただいた面積が978.02㎡。接道部についても、91.68mが基準ですが、これに対して98.1m計画していただいています。植栽本数は、高木41本のところを67本、中木273本のところを565本、低木819本のところを930本計画していただきました。工事完了予定が平成17年9月30日です。</p> <p>4点目は、「東京衛生病院整備計画」です。所在地、杉並区天沼3丁目17番。裏面に案内図があります。敷地面積が11,321.64㎡、建築面積6,252.18㎡です。これにより確保していただく緑地面積は1,520.84㎡です。ただ、既存樹木を活かし327.72㎡を残すということで、それを引いて基準緑地面積は1,193.12㎡になっています。これに対して計画緑地面積が2,137.72㎡。接道部緑化については249.72mのところを249.8mをお願いしました。植栽本数は高木が60本のところを85本、中木398本のところを347本、低木が1,194本のところを950本。中木、低木が少ない状況ですが、これは高木で換算するという事です。なお、このほかに屋上部の緑化を216.92㎡やっただけです。いま、部分的に解体工事を進めていますが、工事完了予定が平成19年2月28日です。緑化計画については、以上です。</p> <p>ありがとうございました。桃井3丁目関係と藤和不動産のマンションに係る指定作業所の届出」のほうもお願いします。</p> <p>指定作業場は駐車場ですが、「自動車駐車場の設置について」ご報告申し上げます。今回のご報告文の桃井3丁目計画、藤和上井草2丁目マンションについては、前回のこの審議会で、建築物の建設または緑化計画についてはすでにご報告していますが、駐車場の部分については届出が2月、3月になった関係でちょっと遅れましたが、本</p>
------------------------	--

<p>会長</p> <p>〇委員</p>	<p>日ご報告させていただきます。</p> <p>最初に、(仮称)「杉並区桃井3丁目計画(住宅棟N棟)に係る指定作業場(駐車場)の届出」です。これは桃井3丁目計画の民間分譲住宅の建設に伴う駐車場の届出です。収容台数は78台、1日の出入りが156台で、作業時間は24時間、出入口が接する道路の幅員は7.0mです。機械式駐車場が75台、屋外平面駐車場が3台。届出受理は2月20日です。裏面をご覧くださいと思います。計画地についてはご覧のように、桃井3丁目用地の西側が民間分譲住宅の部分ですが、これの北側になります。その下の図の斜線で表示された部分の上に短冊状の部分があります。これが駐車場の区画で、南北に長い、縦に長いこの短冊状の区画が全部で25区画ありまして、こちらが機械式駐車場で1区画当たり3台の駐車場になります。横に長い短冊状の部分が3区画あり、ここが平面の駐車場になります。合計で78台の駐車場ということです。</p> <p>次に同じく、(仮称)「杉並区桃井3丁目計画(住宅棟S棟)に係る指定作業場(駐車場)の届出」です。こちらは収容台数が245台、1日の出入り台数が490台、作業時間が24時間で、出入口が接する道路の幅員は7.0mです。図の左が北の方向で、いちばん左に大きく矩形の斜線を施した所がありますが、申請建物で、その下に小さく「駐車場棟」と書いてあるところがあります。こちらが141台で、その上に「申請工作物」と書いてありますが、こちらが機械式駐車場で「21台」という表示があります。最初に申し上げた四角い駐車場棟の右上の角に「身障者用駐車場」という表示がありますが、これが1台分です。駐車場には、アイドリング・ストップ等の注意の看板の設置等必要な指導をしております。</p> <p>最後は、「(仮称)藤和不動産上井草2丁目マンションに係る指定作業場(駐車場)の届出」の資料です。収容台数は127台、1日の出入り台数が254台、作業時間は24時間。出入口が接する道路の幅員は6mの道路と7.95mの道路とがあります。これについては、図のいちばん左側に縦に短冊状の部分に斜線を施した部分をご覧になれると思います。この部分が駐車場部分で、ずっと順番に番号が振ってあります。その番号を辿っていただきながらずっと下にまいりますと、図の左下に樹木等を表示する2つの円があります。これの右側も機械式駐車場になっています。併せて右頁と左頁の境目に、これも短冊状の部分が表示されていますが、こちらに機械式の駐車場、下に平面駐車場が2台分、それから「来客用の駐車場」と表示されている所が駐車場の部分です。機械式の部分には全部で102台、屋外の平面駐車場が25台分あります。届出の年月日は3月10日です。私からは以上です。</p> <p>それでは、前回のと今日のと併せて、物件ごとに建築と緑化を併わせての形でご審議をお願いいたします。最初に「杉並区桃井3丁目計画」で、前回もいろいろありましたし、今日もただいまご説明がありましたような駐車場の届出という形でした。これを併せて、あるいはすべて含めて「桃井3丁目計画」ということでよろしいのですが、ご質問とかご意見がありましたら、お願いいたします。</p> <p>前回の1月29日から緑化調整基準により樹木が少ない場合、屋上緑化や壁面緑化を換算して緑の部分が増えたと言いますが、それができたということは大変よかったです。以前は少ないなら少ないままだったのが、前回より屋上緑化と壁面緑化をしていただ</p>
----------------------	--

	<p>くようになったということは、大変前進したことだと思います。これからも緑化計画の時に足りない部分がありましたら、是非こういふことで進めていただきたいというのが私の要望です。</p>
B委員	<p>1つは桃井3丁目計画にかかる問題なのですが、ここの緑化計画については、駐車場も含んだ建物で緑化計画はされていると思うのですが、そういう点では、どういう計画なのでしょう。というのは、以前から、前回の時もそうだったのですが、平場の駐車場について、例えばここは緑化しながら駐車場を造っているよ、ということで写真をお見せしたのですが、是非広げてほしいという形で私も要望したのですが、そういう点で、今度の桃井3丁目あるいは藤和不動産での平場の状況というのは、やはり下はアスファルト全面敷きという形になりますか。緑化計画との関係ではどうでしょうか。</p>
緑化担当課長	<p>駐車場も含んだ計画で、前回の1月29日に桃井3丁目計画のN棟とS棟の緑化計画を報告しましたが、この中に駐車場も込みで計算した緑化計画に一応なっております。</p>
B委員	<p>それともう1つは、平場の駐車場も、是非緑化してほしいということもお願いしたいなと思っていたのです。</p>
緑化担当課長	<p>駐車場のみの計画の場合は、駐車場の緑化計画を出していただくことにはなっています。</p>
B委員	<p>なっているのは分かるのですが、駐車場は駐車場として、アスファルトでなくて、ということ、是非、指導というわけではないと思いますが、進めてほしいと思っているのです。</p>
緑化担当課長	<p>はい。</p>
B委員	<p>問題が全般にわたるような形なのですが、もう1つは、ここでは先ほどありましたが、東京新宿青果の杉並善福寺土地利用計画が出されているのですが、</p>
会 長	<p>それもやりますが、全般にわたると言うのは、それにもわたるという意味ですね。いまの件にも。</p>
B委員	<p>いや。</p>
会 長	<p>それでは、次をお願いいたします。旧日産の所です。たくさんありますが、特にありませんか。では次に、「杉並区善福寺1丁目東京新宿青果関係」をお願いします。</p>
B委員	<p>ここでは、緑化計画で、特記で、「計画緑地面積の不足分については、理由書を添付」ということで、壁面部緑化面積97.8㎡を加えると、697.58㎡というふうな計算なのです。これは、やはり緑化計画を切った場合には、どうしても平面において基本的にあるべきだろうと思うのです。そういう点では、この壁面もこの計算に入れるとなると、ちょっと、いまの基準が崩されてくると、いつでも特記事項になってしまうというものも出てくるのではないかと思うのです。そういう点では、やはり、壁面または屋上緑化というのは、あくまでも同じ緑地とは違うということで、私は出すべきだと思うのです。そういう点を意見として添えておきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
緑化担当課長	<p>実際、協議をしている中では、緑化調整基準に満足するような計画をお願いはしております。ただ、どうしても何か基準どおりに緑化面積を確保できないというようなことがありました時には、このように屋上緑化とか壁面緑化で努力していただいて、</p>

	<p>なるべく緑化面積を確保してもらおうということにしておりまして、基本的には地上部で緑化面積をとってもらおうというのをお願いしています。</p>
B委員	<p>私はやはり建築物が大きいだけに、これだけのものを、やはり確保するというのは、基本的に押し進めるべきだと思うのです。以上です。</p>
会長	<p>よろしくをお願いします。ほかに東京新宿青果関係でありますか。では、今日の議題にもかかわりますが、「藤和不動産上井草2丁目マンション新築計画と駐車場」ということです。特にありませんか。それでは次に、「パークハウス荻窪新築工事」です。ありませんか。それでは、次に進めさせていただきます。「西荻2丁目計画」の緑化ですが、何かありますか。ないようでしたら次に進みます。本日ご説明がありました「共立女子学園学生寮建替計画」の緑化計画、「立正佼成会杉並教会・中野教会新築工事」の緑化計画、「都営住宅高井戸西1丁目団地」ありましたらどうぞ。</p>
C委員	<p>緑化計画の中で区の持出しが分かれば、あとで結構ですが教えてください。</p>
緑化担当課長	<p>緑化についてですか。</p>
C委員	<p>緑化計画です。</p>
緑化担当課長	<p>ありません。</p>
C委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>最後に「東京衛生病院整備計画」です。</p>
B委員	<p>衛生病院は、全部建て直すのですか。</p>
緑化担当課長	<p>工事区域は全部です。既存の建物は、何棟かはそのままなのですが、それに加えて、全部建替えの所とか新しく建て替えるとかいったような建築計画がありまして、一応いまの敷地全体は工事区域に入っています。</p>
N委員	<p>緑化のことですが、今月25日に東京都の緑化推進委員会があるのはご存じですか。</p>
緑化担当課長	<p>特に私は承知しておりません。</p>
N委員	<p>私もその中の委員で23区の区長会の代表で、こちらの区長が名簿に載っているわけです。杉並はこうなっていると、何かご要望事項があったら、区長か私が申し上げてもいいです。今月25日午後1時30分からあります。委員は東京都全体で大体20人くらいおりまして、23区の代表は山田区長さんです。何か杉並区から都へご要望等があれば、ちょっとお知らせくだされば申し上げます。</p>
会長	<p>何かありましたら、事務局のほうへよろしく願いいたします。</p>
環境課長	<p>用意されました議題と報告はこれで終わりました。あと「その他」ということで事務局から追加説明をお願いいたします。</p>
	<p>本日ご配付させていただいた資料の中から、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。</p>
	<p>初めに杉並区環境清掃審議会条例が、この度区議会の議決をいただき成立しましたので、お知らせいたします。</p>
	<p>「杉並区条例第18号 杉並区環境清掃審議会条例」という資料で、これはかねてから当審議会でも何回かお知らせをしまいましたが、環境審議会と清掃審議会を統合して、より総合的な見地からご審議をいただくということで、この度条例案を上程し、可決していただいたものです。</p>

環境清掃部 副参事	<p>中身ですが、第1条として、「環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関して、必要な事項を調査・審議するため、区長の付属機関として、杉並区環境清掃審議会を置く」となっています。</p> <p>所掌の事項ですが大きく2つあって、「区長の諮問に応じて調査・審議をしていただき答申する事項」と、審議会の任意と申しますか、発意で「区長に意見を述べる」ということの2つになっています。諮問事項としては、環境基本条例第9条第1項に規定するところの杉並区環境基本計画、それから杉並区環境配慮行動指針に関して、具体的には改定等の時にご審議いただいて答申をいただく。それから廃棄物の適正な処理及び再利用の促進の基本計画に関すること。これは一般的には一般廃棄物処理基本計画等々の大きな計画になりますが、これについても諮問を申し上げそれについて審議していただいて答申をいただく。それからその他環境の保全並びに廃棄物の適正な処理及び再利用の促進に関する重要な事項について適宜諮問をさせていただいて、答申をいただくということです。いま申し上げたような項目については、区長に審議会のご発意として意見を述べることもできています。</p> <p>組織については委員22人以内をもって組織する。その委員の方は区民の代表の方、区議会議員、学識経験者から選任されるということです。任期は2年、ただし、3項にありますように、任期が連続して3期を超えることとなるときは再任されないということで、ちょっと回りくどい言い方ですが、要するに2期までということです。</p> <p>あと以下、会長、会議等の審議会の運営に関することは、現在の環境審議会とほぼ同様の形となります。附則は細かい技術的なことですが、附則の第1号にありますように、今年7月1日から施行するというので、現行の環境審議会は6月いっぱいということになり、7月からは新しい環境清掃審議会が発足する運びとなりますので、また、よろしくお読みいただきたいと思っております。私からは以上です。</p> <p>私のほうから、「すぎなみ環境情報館」についてご報告いたします。前回の審議会で情報館の運営内容については、すでにご報告していますが、この度第1回の定例区議会にて環境情報館条例をご審議いただき、可決されましたので、今日、お手元に条例の内容を示したものと、落成式でお配りした、『あんさんぶる荻窪』というパンフレットをお配りしています。条例の内容については、あとでお読みいただき、参考にいただければと思います。</p> <p>この『あんさんぶる荻窪』のパンフレットに基づいて、若干のご説明をいたします。「4階のすぎなみ環境情報館」という頁で、環境情報館としては、この4階の部分の「環境学習室」と、その上にある「環境学習準備室」、「グループ活動室3」、「すぎなみ環境情報館事務室」、その上にある「ピオトープ」という所が環境情報館の財産区分になっています。またこの同じ階にあります教室1、2、3は消費者センターの持ち分なのですが、ここは環境情報館と一体として使用していこうということで、共有部分になっています。</p> <p>前の頁になりますが、3階、4階の消費者センターの中に、「情報資料コーナ」という所があります。ここも消費者センターと環境情報館の共有の部分になっていて、ここで環境とか消費生活関連の図書の閲覧や貸出し、あと環境リサイクル関係の相談業</p>
--------------	---

<p>会 長</p>	<p>務等を行います。あと、インターネットパソコンを3台置いて、ここで国内外の環境情報等をインターネットを使って見れるような形にもなっています。</p> <p>先ほど言いましたように、環境学習室と教室1、2、3は共有ということで使用しますが、ここの利用方法は、環境目的、消費生活目的の団体に団体登録をしていただいて、「さざんかねっと」のシステムによって、利用の申込みをすることになっています。登録団体のみがその抽選に参加して優先申込みという形で、登録団体については使用料は無料です。抽選後空き部屋がある場合には、登録団体以外にもこれらの部屋を開放して、目的外であれば使用料をいただくこととなりますが、そういう形で開放していきます。</p> <p>5階屋上部分は、屋上と屋上に向かう外階段スロープがあるのですが、そこは季節の草花を置いて緑化を進めています。あと、総合気象観測システムと太陽光発電、太陽熱パネル等を設置してありますので、これらについては随時見学することができるようになっています。</p> <p>こういう施設ですので、たくさんの方にご利用いただければと思っています。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。次回は5月27日(木)午後2時からといたします。よろしく願いいたします。これをもちまして、第4回の環境審議会を終了させていただきます。</p>
------------	---